

NO&T Data Protection Legal Update

個人情報保護・データプライバシーニュースレター

2025 年 2 月 No.54

個人情報保護・プライバシー

2024 年の振り返りと 2025 年の展望 ～東アジア編～

弁護士 川合 正倫

弁護士 鹿 はせる

外国法弁護士 艾蘇

2024 年の振り返り 重要な法令・当局によるガイダンス

(1) 中国大陸 ～データ越境移転の緩和、データセキュリティ規制の整備及び AI 規制の進展～

中国大陸では、越境移転の規制に関して実務界の要請も踏まえ規制を緩和する措置が公表されました。そのほか、ネットワークデータ安全管理条例が公表されるなどデータセキュリティ規制の整備が進みました。さらに、AI に関する規制案も相次いで公表されています。

➤ データの越境移転の緩和

個人情報保護法 38 条に定められた個人情報の越境移転の 3 つのルート、即ち①主管当局による安全評価、②専門機構による認証、又は③主管当局所定の標準契約の締結（以下、併せて「事前手続」といいます。）について、2024 年は、手続の合理化及び実務上の負担の軽減を図る立法が行われました。これは実務界の強い要請に基づくものと考えられ、最も重要な規範として、「データの越境移転の促進及び規範化規定」（以下、「越境移転促進規定」といいます。）が 2024 年 3 月 22 日に正式施行されました¹。同規定では、中国域内で収集した個人情報を域外移転させるために必要とされる事前手続が不要となる場面を明確に定めており、中国大陸からの個人情報・データの越境移転の利便性が向上しています。

また、越境移転促進規定の 6 条では、事前手続の免除場面の一つとして自由貿易試験区におけるデータ処理者が自由貿易試験区の制定するデータ・ネガティブリストに該当しないデータを域外に提供する場合が定められていますが、かかる規定を受け、北京や上海等の主要都市は 2024 年 5 月から、各自の自由貿易区に適用されるデータ・ネガティブリスト又は自由な移転が可能なデータリストをそれぞれ公表しており、EV を含む自動車、医薬、交通運輸や越境 EC 等の事業分野の適用範囲内のデータ移転を促進しています。

➤ データプロテクション・サイバーセキュリティ規制の整備

「ネットワークデータ安全管理条例」が 2024 年 9 月 24 日に正式に公布され、2025 年 1 月 1 日から施行されました²。同条例は、2021 年の意見募集から 3 年を経て施行されたものですが、個人情報の保護、重要データのセキュリティ確保、データの越境移転やオンラインプラットフォームのセキュリティ確保に関する義務等について、既に制定済みの下位規則を総括した上で、個人情報処理者による定期的なコンプライアンス監査の実施やオンラインプラットフォームによるオンラインデータの安全性検査等、各関連主体の義務を整理しています。こ

¹ 中文表記は「促进和规范数据跨境流动规定」であり、同規定に関する解説については、NO&T Data Protection Legal Update ～個人情報保護・データプライバシーニュースレター～No.45/NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～ No.187（2024 年 3 月）「[【速報】中国：個人情報の越境移転の規制緩和 ～データの越境移転の促進及び規範化規定の施行～](#)」をご参照ください。

² 中文表記は「网络安全管理条例」

の条例は、「個人情報保護法」、「データ安全法」、「ネットワーク安全法」という三法を基本とした規制枠組みにおいて、「重要情報インフラ安全保護条例」及び未だ意見募集段階にある「ネットワーク安全等級保護条例」と併せて、個人情報保護・データプロテクション・サイバーセキュリティに関する基本法令を構成するものとして重要な規定です。

また、これまで明確化が待たれていた重要データの判断基準について、2024年3月21日に国家基準である「データ安全技术 データ分類分級規則」³が公表されました。この基準は、重要データ判別の手がかりとなるだけでなく、民間企業自身が自社保有データを分類するにあたっても一定の参考価値を有すると評価されています。さらに、サイバーセキュリティ標準化技術委員会は2024年9月14日に、「ネットワーク安全実践的ガイドライン—センシティブ個人情報識別ガイドライン」⁴を公表し、センシティブ個人情報の種類や典型例を示し、センシティブ個人情報の判別基準を明確化しました。

その他、「銀行保険機構データ安全管理弁法」⁵が2024年12月27日に公布、施行されました。この弁法は、中国国内で設立された銀行、信託会社や保険会社等の金融機関を対象とし、データの分類分級制度の設立や収集から破棄までデータの全ライフサイクルに応じた安全保護措置の実施等の義務を詳細に定めており、金融データ規制の基本的な指針となると評価されています。また、個人情報保護法に基づく下位規則案が相次いで制定され、個人情報保護・データプロテクションに関する法規制の整備が進みました。主要なものとしては、個人情報主体の要求に基づく個人情報移転にあたっての要件や手続を定める「情報安全技术 個人の請求に基づく個人情報移転要求（パブコメ版）」⁶（2024年4月3日公表）や、個人情報保護法54条及び64条で要請される個人情報保護コンプライアンス監査の実施義務に対応する「データ安全技术 個人情報保護コンプライアンス監査要求（パブコメ版）」⁷（2024年7月12日公表）が挙げられます。

➤ AIに係る法規制の進展

AI産業の急速な発展に対応するため、2023年に生成AIの提供者に対してアルゴリズムの事前届出義務等を課した「生成系人工知能サービス管理弁暫行弁法」をはじめとする立法が行われました。これに続いて、2024年度立法計画では、「人工知能法」の制定及びAI関連法規制の整備が言及され、AI基本法の構築及びそれに基づく関連規制の整備がさらに進められました⁸。

この流れの中、情報・データ・ネットワークに関連する国家基準の制定機関であるサイバーセキュリティ標準化技術委員会は、2024年9月9日に、「人工知能安全ガバナンスフレームワーク（Ver. 1.0）」を公表しました⁹。同フレームワークは、AI産業の発展を奨励する当局の姿勢を踏襲しつつ、AI技術の特徴を踏まえたリスクを分析し、開発者・サービス提供者・利用者向けに、実務上の対応やガバナンス措置を提示しています。また、同委員会は2024年2月29日に「生成系人工知能サービス安全基本要求」を公表し¹⁰、「生成系人工知能サービス管理弁暫行弁法」17条で求められている生成系AIサービス提供者による安全評価の実施に際して重要な指針を示しました。

さらに、2024年以前に施行された「インターネット情報サービスにおけるアルゴリズム推奨管理規定」、「インターネット情報サービスにおけるディープシンセシス管理規定」及び「生成系人工知能サービス管理弁暫行弁法」から構成される既存のAI規制の基本枠組みのもと、2024年には、AIの設計、開発から応用までの各段階に応じた以下の一連の下位規則のパブコメ版が相次いで公表され、AIに関する実務界への注意喚起とともに、事前の対応準備も求められています。

³ 中文表記は「数据安全技术 数据分类分级规则」

⁴ 中文表記は「网络安全标准实践指南—敏感个人信息识别指南」

⁵ 中文表記は「银行保险机构数据安全管理办法」

⁶ 中文表記は「数据安全技术 基于个人请求的个人信息转移要求」

⁷ 中文表記は「数据安全技术 个人信息保护合规审计要求」

⁸ 全国人民代表大会常委会 2024 年度立法作業計画については、

http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202405/t20240508_436982.html、国务院の 2024 年度立法作業計画については、https://www.gov.cn/zhengce/content/202405/content_6950093.htm をご参照ください。

⁹ 同フレームワークの原文については、<https://www.tc260.org.cn/upload/2024-09-09/1725849192841090989.pdf> をご参照ください。

¹⁰ 中文表記は「生成式人工智能服务安全基本要求」であり、同要求の原文については、<https://www.tc260.org.cn/upload/2024-03-01/1709282398070082466.pdf> をご参照ください。

- 学習用データの安全性について、国家基準レベルの「ネットワーク安全技術 生成系人工知能事前トレーニング及びファインチューニングにおけるデータの安全規範（パブコメ版）」¹¹（2024年4月3日公表）
- データのラベリングの安全性について、国家基準レベルの「ネットワーク安全技術 生成系人工知能データのラベリングの安全規範（パブコメ版）」¹²（2024年4月3日公表）
- 生成内容の標識義務について、法令レベルの「人工知能生成合成内容標識弁法（パブコメ版）」¹³（2024年9月14日公表）及び国家基準レベルの「ネットワーク安全技術 人工知能生成合成内容標識方法（パブコメ版）」¹⁴（2024年9月14日公表）
- AIに係る発明の特許権申請の諸問題について、ガイドラインの「人工知能に係る発明の特許権申請に関するガイドライン（パブコメ版）」¹⁵（2024年12月6日公表）

急速に法制度の整備が進められている一方で、執行面においては、AI生成物の著作物性及び著作権侵害を初めて認めた判決（（2023）京0491民初11279号）や、AI生成物の著作権侵害について生成AIサービス提供事業者の責任を認めた判決（（2024）粵0192民初113号）が出されており、AI生成物の著作権性及び著作権法の観点から著作権侵害の責任主体等、AIに係る知的財産権をはじめとする法的問題について中国の裁判所の考え方が示唆されています。

（2）香港 ～中国大陆との個人情報越境移転の活発化及び AI に係る規制の発足～

➤ 中国大陆との個人情報越境移転の活発化

中国大陆と香港との間の個人情報越境移転の簡便化を図る「グレートベイエリア（中国大陆、香港）における個人情報越境移転標準契約の実施ガイドライン」¹⁶の正式施行に伴い（2023年12年に施行）、2024年は深セン市、広州市等の広東省の主要都市¹⁷と香港との間の個人情報越境移転に使用される標準契約のひな型（以下、「GBA・SCC」といいます。）¹⁸が各事業分野に一般的に適用されるようになり、それらの地域内における個人情報の越境移転の簡便化が促進されることとなりました（2023年までは、適用範囲を信用情報、銀行及び医療分野に限定したトライアルが行われていました。）。

➤ AIに係る規制の発足

香港の個人情報保護委員会は2024年6月11日、「人工知能：個人情報保護モデルフレームワーク」を発表しました¹⁹。当該フレームワークは、企業がAIシステムを第三者から調達、設置又は使用する際に、香港で制定されている個人データ（プライバシー）条例（PDPO）に従い、個人情報の保護及びデータの安全性を確保するためのAIのガバナンスに関するベストプラクティスを提示しています。具体的には、①AI使用に関する内部規則及びコンプライアンス制度の制定（AI管理委員会の設置及び従業員教育の実施を含む。）、②リスク評価及び人的監督の実施、③AIのシステム・データセキュリティ確保のためのAIモデルの調整、使用及び管理、④従業員、AIの

¹¹ 中文表記は「网络安全技术 生成式人工智能预训练和优化训练数据安全规范」であり、同基準のパブコメ版の原文については、<https://www.tc260.org.cn/file/2024-04-01/94e7e6de-2688-472c-af8b-a6cfe7fc7d29.pdf> をご参照ください。

¹² 中文表記は「信息安全技术 生成式人工智能数据标注安全规范」であり、同基準のパブコメ版の原文については、https://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=20240403111401&norm_id=20231220160952&recode_id=54518 をご参照ください。

¹³ 中文表記は「人工智能生成合成内容标识办法」であり、同法令のパブコメ版の原文については、https://www.cac.gov.cn/2024-09/14/c_1728000676244628.htm をご参照ください。

¹⁴ 中文表記は「网络安全技术 人工智能生成合成内容标识方法」であり、同基準のパブコメ版の原文については、<https://www.tc260.org.cn/upload/2024-09-14/1726290836419027596.pdf> をご参照ください。

¹⁵ 中文表記は「人工智能相关发明专利申请指引」であり、同ガイドラインのパブコメ版の原文については、https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/6/art_75_196483.html をご参照ください。

¹⁶ 中文表記は「粤港澳大湾区（内地、香港）个人信息跨境流动标准合同实施指引」であり、同ガイドラインの原文については、https://www.pcpd.org.hk/sc_chi/news_events/media_statements/press_20231213.html をご参照ください。

¹⁷ 広東省の広州市、深セン市、珠海市、佛山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市を指します（同ガイドライン2条2項）。

¹⁸ 中文表記は「粤港澳大湾区（内地、香港）个人信息跨境流动标准合同」であり、GBA・SCCの原文についても、https://www.pcpd.org.hk/sc_chi/news_events/media_statements/press_20231213.html をご参照ください。

¹⁹ 同フレームワークの原文については、https://www.pcpd.org.hk/english/news_events/media_statements/press_20240611.html をご参照ください。

調達先や消費者を含むステークホルダーとの情報共有という 4 つの方向性を示し、企業が実施すべき推奨事項を示しています。

(3) 台湾 ～AI 基本法の策定と個人情報保護法の改定及び下位規則の進展～

➤ 個人情報保護法の改正

台湾個人情報保護法の主管当局として設立される予定である個人情報保護委員会は、2024 年も正式に設立されることなく、未だ「委員会準備室」の段階にとどまっています（2025 年 8 月に正式設立予定）。もっとも、2024 年 12 月 20 日に、同委員会準備室は個人情報保護法の改正案を公表しました²⁰。同法案では、個人情報の滅失や漏洩等のインシデントが発生した場合における個人情報保有者の記録保存、主管当局への適時報告及び当事者への通知といった義務の追加・明確化や、個人情報インシデントが発生するリスクが高い事業業種及び事業者に対する主管当局の評価・選定、対象者に対する優先的行政検査の実施等が定められています。

➤ 個人情報保護法に基づく業種別の規制の進展

台湾の個人情報保護法 27 条 2 項及び 3 項に基づき²¹、各事業業種の主管当局は 2023 年に引き続き、2024 年も業種別の民間事業者の安全管理措置義務に関する規則の立法を進めました²²。また、2023 年に規則が制定された総合商品小売業については、2024 年に適用対象の範囲が改訂され、資本金が 1,000 万台湾ドル以上に達し、かつ会員を募集する又は取引先の個人情報を取得する小売業者までに拡大されました²³。

➤ AI 基本法案の策定

台湾の国家科学及び技術委員会は 2024 年 7 月 15 日、台湾で初となる AI に係る基本法に当たる「人工知能基本法」の立法案を公表し、意見募集を行いました²⁴。同法案は①開発と幸福における持続可能性、②人間の自主性、③プライバシーの保護とデータガバナンス、④情報セキュリティと安全性、⑤透明性と説明責任、⑥公平性と非差別、及び⑦アカウントビリティという、7 つの AI の研究開発及び応用を推進するにあたっての基本原則を定めています。また、①イノベーションの奨励及び人材育成、②リスク管理と使用に関する責任、③権益の保護とデータ利用、④法規の整備と業務の点検という施策の要点を提示しています。具体的には、AI 産業に対する租税優遇の提供、労働者保護を含む権利保護のための救済、補償及び保険制度の整備や、リスクに応じた分類制度をはじめとするリスク管理・監督体制及び品質管理体制の整備といった施策が示されております。なお、同法案はその名のとおり台湾の AI に関する施策の基本的な理念や方針を示した基本法であり、具体的な義務及び違反時の罰則等に関する規定は置かれていません。

²⁰ 個人情報保護委員会の準備室による公表及び改正案の原文については、<https://join.gov.tw/policies/detail/4b6fdd7e-c73e-4028-b293-64a3b2427556> をご参照ください。

²¹ 各事業業種の主管当局が、各当局が所管する民間事業者に対して、個人情報データベース等の安全管理維持計画及び事業終了後の個人情報の処理方法を制定させることができ（2 項）、同計画及び処理方法に関する規則を各当局が制定する（3 項）とされています。台湾の個人情報保護法の原文については、<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=I0050021> をご参照ください。

²² 2023 年には、E コマースといったデジタル関連業、デパートのような総合商品小売業、運送業、製造業及び技術サービス業、電気・ガス・ガソリンスタンド業を営む民間事業者が遵守すべき安全管理措置に関する規則が公表されている。これらの規則に関する紹介については、NO&T Data Protection Legal Update ～個人情報保護・データプライバシーニュースレター～No.42（2024 年 2 月）「[個人情報保護・プライバシー 2023 年の振り返りと 2024 年の展望 ～アジア編～](#)」をご参照ください。2024 年には、具体的に、消費者の個人情報を 1 万件以上保有する映画事業者（映画業の主管当局規定については、https://www.moc.gov.tw/News_Content.aspx?n=179&s=214910 をご参照ください。）や、財産総額又は年間収入が一定金額に達する社会福祉財団法人（社会福祉財団法人に対する主管当局規定については、<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCODE=D0050215> をご参照ください。）について、安全管理措置義務を定めた規則がそれぞれの主管当局から公表されました。

²³ 総合商品小売業の主管当局規定の改訂については、https://www.moea.gov.tw/MNS/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=117908 をご参照ください。

²⁴ 国家科学及び技術委員会の公表については、https://www.nstc.gov.tw/folksonomy/detail/87e76bcd-a19f-4aa3-9707-ca8927dcb663?l=CH&utm_source=rss をご参照ください。「人工知能基本法」草案の原文については、<https://join.gov.tw/policies/detail/4c714d85-ab9f-4b17-8335-f13b31148dc4> をご参照ください。

2025 年の展望

(1) 中国大陸 ～個人情報保護認証の実務運用及び AI 基本法の策定～

上記「2024 の振り返り」(1) で記載したように、中国個人情報保護法 38 条では個人情報の越境移転の 3 つのルートが規定されていますが、そのうちの②専門機構による認証については、従前は内容が具体化されておらず、実務上どのように利用できるかが明確ではありませんでした。2025 年 1 月 3 日に公表された「個人情報越境移転 個人情報保護認証弁法（パブコメ版）」²⁵の法案では、専門機構の資格要件や認証時の審査の項目等、個人情報保護認証の実施に関する具体的な内容が規定されています。2025 年には、本法案が正式に成立・施行され、実務上新たな個人情報の越境移転のルートとして機能するか、他のルートとどのように使い分けられるかについて、運用の蓄積が待たれています。

また、AI 規制の策定が一層進んでいる中、2023 年と 2024 年の 2 年連続で立法計画に含まれていた AI 基本法にあたる「人工知能法」の立法動向が注目されます。また、前述の意見募集が行われている一連の下位規則についても、2025 年には続々と正式に成立・施行されていくことが見込まれており、AI の研究開発や応用までの各プロセスに関与する企業にとって適切な安全確保措置の準備等の対応が急務となるでしょう。

(2) 香港 ～初のサイバーセキュリティ立法～

香港政府は 2024 年 12 月に、重要インフラ運営者のサイバーセキュリティに関する義務を中心とした法案（「重要インフラ（コンピューターシステム）保護条例法案」）を立法院に提出し、現在審議中です²⁶。同法案は、主管当局が一定の基準に基づき指定した重要インフラ²⁷の運営者及び重要コンピューターシステム²⁸を規制対象とし、重要インフラ運営者に対して、香港におけるオフィスの設置、定期的なリスク評価及び監査の実施や、インシデント発生時の主管当局への適時報告等の義務並びにコンプライアンス違反時の罰則を定めています。同法案は正式に施行されれば、香港における初のサイバーセキュリティに関する法規制となり、民間企業には新たなコンプライアンス対応が求められます。同法案については、2024 年 7 月に公表された同法案のフレームワークに対して大手米国 IT 企業がインシデント発生時における当局の調査権限が広範であるとの懸念を示していると報道され、それに対して当局が、当局の強制的調査権限は重要インフラ運営者がインシデントに対して自ら対応する意思がない又は対応することができない場合で、裁判官の令状を取得した場合に限定されており、当該懸念は正当な根拠に基づかないものであると反論した経緯がありました。12 月に提出された法案では、強制的な調査を行う際の要件及び裁判官令状の発行要件について、（合理性及び相当性を求め、その考慮要素を列挙するなど）具体化されることとなりましたが、今後の立法動向が注目されています。

(3) 台湾 ～個人情報保護法の改正及び AI 基本法の施行～

個人情報保護法の改正について、前述の同法の改正草案は 2025 年 2 月まで意見募集が行われていますが、同法の主管当局として位置づけられる個人情報保護委員会の正式設立に伴い、主管当局による監督機能の強化及び他の行政機関との権限調整がどのように進むか、注目を集めており、実務の関心も高いです。

²⁵ 中文表記は「个人信息出境个人信息保护认证办法」

²⁶ 同法案の原文については、<https://www.legco.gov.hk/yr2024/chinese/bills/b202412061.pdf> をご参照ください。

²⁷ 重要インフラについては、①特定の重要分野（エネルギー、情報・テクノロジー、銀行・金融サービス、陸上・航空交通、海運、医療保健、電気通信）においてサービスを提供するために必要なインフラ、又は②破壊、機能喪失や情報漏洩等、侵害された場合に重要な社会及び経済活動に支障又は重大な影響を与えるインフラであるとされています（同法 2 条）。同法案の原文については、<https://www.legco.gov.hk/yr2024/english/bills/b202412061.pdf> をご参照ください。

²⁸ 重要コンピューターシステムについては、主管当局が指定した①重要インフラの運営者が香港で又は香港からアクセスすることができるコンピューターシステム、及び②重要インフラの中核機能に必要不可欠なコンピューターシステムを指すとされています（同法案 13 条）。

また、台湾内閣（行政院）が公表した 2025 年度の政策計画²⁹では AI の急速な発展に対応するための政策が多数示されており、これに伴い、AI の研究開発や応用に対して積極的な立法スタンスが窺える AI 基本法の正式な成立及び施行も期待されています。

²⁹ 同 2024 年度政策計画については、<https://www.ey.gov.tw/File/24D24F9ABE682DD3/fb20ca02-3357-431d-a76d-06ec7f49070a?A=C> をご参照ください。

[執筆者]



川合 正倫（長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー）

masanori_kawai@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所パートナー。2012 年から 2014 年 9 月まで中倫律師事務所上海オフィス、その後 2021 年まで長島・大野・常松法律事務所上海オフィスに勤務。日中間の法律業務に広く関与。データプロテクション、日系企業による現地企業の買収、合併相手とのトラブル、撤退（清算）案件、債権回収、事業再生を含む倒産案件、危機対応案件、規制調査等に加え、中国企業を依頼者とした日本業務案件も幅広く取り扱う。



鹿 はせる（長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー）

haseru_roku@noandt.com

2006 年東京大学法学部卒業。2008 年東京大学法科大学院修了。2017 年コロンビア大学ロースクール卒業（LL.M.）。2018 年から 2019 年まで中国大手法律事務所の中倫律師事務所（北京）に駐在。M&A 等のコーポレート業務、競争法業務の他、日系企業の中華圏関連法務全般及び中華圏企業の対日投資に関する法務サポートを行なっている。



艾 蘇（長島・大野・常松法律事務所 外国法弁護士）

su_ai@noandt.com

2017 年九州大学法学部交換留学。2018 年華東政法大学法学部及び日本語学部卒業。2022 年東京大学大学院法学政治学研究科卒業、長島・大野・常松法律事務所入所。日中間の法律業務を中心に、クロスボーダー取引、企業再編、紛争解決等、幅広い分野で法務サポートを行っている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]

鈴木 明美 パートナー
akemi_suzuki@noandt.com

森 大樹 パートナー
oki_mori@noandt.com

水越 政輝 パートナー
masaki_mizukoshi@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T Data Protection Legal Update ～個人情報保護・データプライバシーニュースレター～の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/nl_dataprotection/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-dataprotection@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。